



《会計・税務の知識》会社法：合併の手続

はじめに

M&A は、昨今の企業経営において今や欠かせない戦略の一つとなりました。そこで今回は、M&A の中で代表的な行為である合併の主な手続きについてご紹介します。

1. 合併の定義、種類

合併については、会社法上、吸収合併及び新設合併の2種類あり、以下の定義が置かれています。

吸収合併	会社が他の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継するもの(会社法2条27号)
新設合併	2つ以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの(会社法2条28号)

新設合併は、合併する対象会社すべてが解散するため、許認可の取得や新株発行手続及び各種登録を新会社で新たに行う必要があります。従って、実務上対等な合併であっても、法的には吸収合併が採用されることが多いことから、以下については吸収合併を前提に記載します。

2. 合併の手続

合併について、会社や独占禁止法において様々な手続が必要とされています。ここでは主な手続について紹介します。

主な手続	補足説明
①合併契約の締結 (会社法748条)	自社や競合他社等に与える影響が大きいことや、合併当事会社間の経営・財務に関する機密情報を交換するため、締結に先って秘密保持契約を締結するのが一般的です。また、吸収合併の場合の合併の効力は、合併契約に記載された効力発生日に生じます。
②本店での一定事項の事前開示 (会社法782条、794条)	開示期間は6ヵ月です。事前開示は株主の他に債権者保護の観点から、原則開示内容及び開示期間は省略・短縮はできないものとされています。
③債権者保護手続 (会社法789条、799条)	合併当事会社の債権者に合併に対して異議を述べる機会を与えるために所定の事項の公告・個別の連絡を行い、反対の債権者には弁済か担保の提供がなされます。合併法人、被合併法人ともに必要です。ただし、債権者異議の公告を官報及び公告方法として定款で定めた日刊新聞紙又は電子公告で行った場合には、個別の催告は不要です。
④公正取引委員会へ届出 (独占禁止法15条)	売上高200億円及び50億円を超える会社の合併の場合に必要とされます(※1)。
⑤株式買取請求の手続 (会社法785条、797条)	合併に反対の株主は合併効力発生日の20日前から効力発生日前日までに、請求権行使の旨を通知する必要があります。
⑥株主総会決議 (会社法783条、795条)	原則特別決議ですが、略式合併(※2)や簡易合併(※3)の場合には株主総会決議を省略することができます。
⑦合併に関する登記 (会社法921条)	存続会社の代表者は、合併効力発生日後2週間以内に存続会社の本店所在地において、消滅会社についての解散の登記及び存続会社についての変更の登記を行います。
⑧本店での一定事項の事後開示(会社法801条)	合併の効力発生後、合併の当時会社の株主・債権者に対して、合併無効の訴え(会社法828条)を提起するかの判断するための情報提供のために必要になります。

※1 合併当事者が親子会社間や子会社の合併等同一の企業結合集団に属する場合には届け出が免除されます。

※2 合併当事会社の一方が他方に総株主の議決権の90%以上を支配されている場合、支配されている会社の株主総会決議は省略できる規定です(会社法784条、796条)

※3 合併の対価の価額が合併存続会社の純資産額の1/5以下の場合に原則、存続会社の株主総会決議を省略できる規定です。消滅会社においては簡易合併を理由に株主総会決議を省略することはできません(会社法796条)

3. 終わりに

実際に企業がM&Aを行う場合には、上記の他にストラクチャーの設計、対象会社の財務調査(デューデリジェンス)等様々な観点からの検討が必要になるため、M&Aをご検討される場合には、是非弊所まで一度ご相談ください。

(担当：渡邊)